

## ② 障害福祉サービスの利用のしかた

申請から障害福祉サービスを利用するまでの流れを説明します。

### ① 相談・申請

市役所または相談支援事業者に相談します。サービスが必要な場合は、市役所窓口（福祉課）に申請します。

### ② サービス等利用計画書の作成依頼

指定相談支援事業所にサービス等利用計画書の作成依頼をします。

#### サービス等利用計画とは？

利用者の方のサービス利用の意向や状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画で、各市町村の指定を受けた事業所（指定相談支援事業所）の相談支援専門員が作成します。

※計画作成にあたり利用者の方が負担する費用はありません。

### ③ 調査

障がいのある人（本人）または保護者などと面接して、心身状況や生活環境などについての調査を行います。

### ④ 審査・判定

障害支援区分  
認定審査会

障害支援区分認定

調査の結果、どれくらい障害福祉サービスが必要な状態であるか（障害支援区分）が決められます。

なお18歳以上の方は、利用を希望する障害福祉サービスの種類によって、調査結果および医師意見書をもとに、審査会で審査・判定が行われます。

### ⑤ サービス利用意向の聞き取り

市はサービスの利用意向について聞き取りをします。

### ⑥ サービス等利用計画書の提出

②で指定相談支援事業所に依頼したサービス等利用計画書を、市に提出します。



<b>⑦ 認定・通知</b>	<p>障害支援区分やサービス等利用計画案をもとに障害福祉サービスの支給量などを決め、その内容を通知し、受給者証（※）を交付します。</p> <p>※ 受給者証とは障害福祉サービスの利用に必要な情報が記載されている冊子です。</p>
----------------	---



<b>⑧ 事業者と契約</b>	<p>障害福祉サービスを利用する事業者を選択します。事業者を受給者証を提示し、利用に関する契約をします。</p>
-----------------	--

※事業者については市役所窓口（福祉課）にお尋ねください。

<b>⑨ サービス利用</b>	<p>障害福祉サービスの利用を開始します。</p> <p>※原則として障害福祉サービス利用料の1割を支払います。</p>
-----------------	--

認定された障害支援区分により受けられるサービスが異なります。下図を参照ください。（※サービスによっては障害支援区分以外にも要件があります。）

	サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護（☆）	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護（☆）				○	○	○
	行動援護（☆）			○	○	○	○
	同行援護（☆）		○	○	○	○	○
	短期入所（☆）	○	○	○	○	○	○
	療養介護						○
	生活介護			○	○	○	○
	重度障害者等包括支援（☆）						○
	施設入所支援				○	○	○

※身体介護を伴わない場合は障害支援区分の認定は必要としない

※筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は、区分5以上

※50歳以上は区分2以上

※50歳以上は区分3以上

（☆）は児童も利用可能なサービスです。